

姫路市農業委員会の委員募集要領

1. 募集人数

19名

2. 任命期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで

3. 身分

姫路市の特別職の非常勤職員

4. 職務内容

毎月開催される農業委員会の会議及び地区協議会に出席し、農地法や他の法令に基づき農地の権利に係る許可等に関する審議します。また、農地利用最適化推進委員と連携して、農地利用最適化の推進（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進）に関連した指針や推進施策のための意見の集約などを行います。

5. 報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき報酬を支給します。（年額490,000円 ※8年度、11年度は月数で按分して支給します。）

6. 推薦を受ける者及び募集に応じる者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、以下の欠格事項に該当しない方。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない
- ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わっていない又はその執行を受けることがなくなっていない
- ③暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する

7. 推薦及び応募の手続き

(1) 提出書類

次の場合に応じて、規定の様式に必要事項を記入の上、受付期間内に郵送又は持参により提出してください。

① 個人が推薦する場合
(推薦者が記入) 姫路市農業委員会委員推薦届出書（個人用）
(被推薦者が記入) 姫路市農業委員会委員推薦承諾書兼個人情報利用同意書
② 法人又は団体が推薦する場合
(推薦者が記入) 姫路市農業委員会委員推薦届出書（法人・団体用）
(被推薦者が記入) 姫路市農業委員会委員推薦承諾書兼個人情報利用同意書
③ 応募する場合
姫路市農業委員会委員応募届出書兼個人情報利用同意書

※必要に応じて、別途書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 様式の入手方法

様式は、姫路市農業委員会事務局の窓口で交付する他、姫路市農業委員会事務局のホームページからダウンロードできます。

※姫路市農業委員募集で検索して下さい。

※郵送については、電話にてお問い合わせ下さい。

(3) 提出先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

姫路市農政総務課農業委員会選任担当（姫路市役所9階 農業委員会事務局内）

※支所等の出先機関では提出できません。

※提出された書類は返却できません。

(4) 受付期間

令和8年3月9日（月）から令和8年4月8日（水）まで【必着】

※提出の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までです。

※期間は延長する場合があります。

8. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関して、募集期間の中間と期間の終了後に、姫路市のホームページで、提出された書類に基づき以下の内容を公表します。

① 推薦者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別

② 推薦者（法人又は団体）の名称、代表者又は管理人の氏名、目的、構成員数、構成員の資格又は要件等

③ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

④ 認定農業者等であるか否かの別

- ⑤ 推薦又は応募の理由
- ⑥ 推薦者が被推薦者を姫路市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が姫路市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

9. 選考方法

(1) 候補者の選考

姫路市農業委員会委員選考委員会で委員候補者の選考を行います。農業委員会等に関する法律に規定する要件を満たさないときは、選考に漏れる場合があります。

(2) 選考結果の通知

選考の結果は、被推薦者及び応募者に通知します。

(3) 委員としての任命

選考の結果、委員候補者とされた方は姫路市議会の同意を経て、姫路市長より任命されます。

10. その他

- ・農地利用最適化推進委員と同時に推薦・応募できます。(兼ねることはできません。)
- ・申込書に記載された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・認定農業者等は以下の方も含まれます。
 - ① 認定農業者等であった者
 - ② 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
 - ③ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）である個人
 - ④ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下同じ。）
 - ⑤ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに規定する組織の役員
 - ⑥ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
 - ⑦ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を

果たすと見込まれる業務を執行する役員又は使用人

- ⑧ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- ⑨ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（以下「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ⑩ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人